

履 修 規 程

(総 則)

第 1 条 授業科目の履修に関しては、学則第26条から第34条までの規定及びこの履修規程の定めるところによる。

(卒業の要件)

第 2 条 卒業に必要な単位数は、学則第31条の規定により国際教養学科68単位である。

2 前項の単位数は、卒業に必要な最低単位数を示すものであって、1単位でも不足すると卒業を認めない。

(授業科目の履修方法)

第 3 条 国際教養学科は「英語コミュニケーションコース」「留学コース」「国際ビジネスコース」「ホテル・観光コース」「オフィス情報コース」「スポーツ教養コース」「医療事務・医療秘書コース」に分け、それぞれの履修すべき授業科目及び修得すべき単位数は、別表(1)、別表(2)、別表(3)、別表(4)、別表(5)、別表(6)、別表(7)、別表(8)に示すとおりである。

2 コースの変更は、入学後1か月以内は認めることができる。コース確定後の転コースは所定の申請書を提出し、各学期ごとに教授会の議を経て認めることができる。

(教育職員免許状取得のための課程の履修方法)

第 4 条 教育職員免許状取得のための課程の履修方法については、別に定める。

(履修登録)

第 5 条 開設科目の担当者及び時間割等は、毎学年または毎学期の初めに公示する。学生は、これによって所定の期日までにその履修すべき科目を選択して届け出なければならない。

2 所定の期日までに履修登録をしない者には、履修資格を認めない。

3 一旦提出した履修登録については、修正変更を認めない。

4 履修登録をしていない科目は、たとえ受講し、受験しても単位は与えられない。

(受 講)

第 6 条 授業への出席日数は、原則として、出席すべき日数の4分の3以上とする。

2 出席日数が不足するものには、定期試験の受験資格を認めない。

3 欠席理由が次のいずれかに該当する場合は、欠席届に証明書等を添付し、学務部教務課に提出し、承諾を得ることにより出席とする措置を受けることができる。

(1) 特定医療機関での対応が必要な感染症

(2) 自己に責任のない事故又は事件

(3) 忌引(死去したものが、父母、配偶者又は子のときは7日まで、祖父母又兄弟姉妹のときは3日まで)

(4) 本学の制度等に基づく行事の参加

(5) 課外活動で九州大会以上の規模の大会への参加

(6) 台風来襲等及び公共交通機関の運行停止

(7) 就職試験

(8) 教育実習

(試 験)

第 7 条 履修科目の単位修得認定は試験による。

2 定期試験は年2回とし、各学期末に筆記その他の方法により行う。

3 受験資格は、当該科目について履修登録をなし、所定の授業時数の4分の3以上の出席をした者に与える。

4 前項の規定にかかわらず、授業料その他納入金の未納者には受験資格を与えない。

5 定期試験とは別に、追試験または再試験を行う。

(成績の評定)

第8条 履修科目の成績は、定期試験、追試験または再試験の試験成績を主とし、出席状況、平常の学習状況等を加味して各科目担当者が評定する。

2 成績は100点を満点とし、60点以上を合格、59点以下を不合格とする。

3 成績の評価は、優(100点～80点)、良(79点～65点)、可(64～60点)とする。

4 合格の科目については、所定の単位を与える。

(追試験)

第9条 病気その他正当な理由により、定期試験を受験することができなかった者に対し、追試験を行うことがある。

2 前項に規定するその他正当な理由とは、第6条第3項に該当するものとする。但し、(1)については特定医療機関を医療機関に読み替えて適用する。また、上記以外で特に認められた場合を含む。

3 追試験の受験希望者は、定期試験を受験できなかった理由を証明する書類(医師の診断書または公の証明書)及び所定の追試験料を添えて、願い出なければならない。

4 追試験の成績は100点満点とし、60点以上を合格とする。

5 追試験の時期はその都度指示する。

(再試験)

第10条 再試験は、当該年度の定期試験または追試験の成績が不合格の科目につき、試験終了後に行う。

2 再試験の受験希望者は所定の再試験料を添えて願い出なければならない。

3 再試験の成績は最高70点とし、60点以上をもって合格とする。

(再履修)

第11条 再履修は、一旦履修をして、不合格になった科目及び出席時数の不足により定期試験の受験資格を得られなかった科目について認める。

2 前項の場合については履修届をしなければならない。

(単位の重複修得の不可)

第12条 一旦履修し、単位を修得した同一の科目の再履修及び単位修得はできない。

(所定単位数の分割の不可)

第13条 科目所定の単位数は、これを分割して修得することはできない。

(所属コース外開設科目の単位修得)

第14条 本規程第3条の規定にかかわらず、授業担当者の許可を得たうえで、自己の所属するコース以外のコースに開設される科目を受講し、単位を修得することができる。

2 前項の場合、自己の所属するコースの選択科目における単位修得とみなし、卒業単位として認める。

(南九州大学開設科目の単位修得)

第15条 南九州大学へ編入学を希望する者は、南九州大学の開設科目を受講し、単位を修得することができる。

2 受講者は、南九州大学の科目等履修生として取扱い、その科目等履修料は別に定める。

(単位互換)

第16条 高等教育コンソーシアム宮崎(以下「コンソーシアム」という。)単位互換協定に基づき修得した単位は、本規程の共通教育及び専門教育の事項に定めるところにより卒業単位として認定する。

2 単位互換科目の履修登録、受講、試験、成績評価の方法は、コンソーシアムで定める単位互換実施要領のほか、履修しようとする加盟機関の学則、履修規程等によるものとする。

附 則

この規程は，昭和55年4月1日から施行する。

この規程の施行により，従前の「履修指針」及び「学科履修要領」は廃止する。

この改正は，昭和57年4月1日から施行する。

この改正は，昭和58年4月1日から施行する。

この改正は，昭和59年4月1日以降の入学者に適用する。

（以降の改正の各年度適用については省略）

この改正は，平成14年4月1日以降の入学者に適用する。

この改正は，平成15年4月1日以降の入学者に適用する。

この改正は，平成16年4月1日以降の入学者に適用する。

この改正は，平成18年4月1日以降の入学者に適用する。

この改正は，平成19年4月1日以降の入学者に適用する。

この改正は，平成20年4月1日以降の入学者に適用する。

この改正は，平成21年4月1日以降の入学者に適用する。